

# 寄付金に対する免税措置

お問い合わせ：長崎外国語大学経理課  
TEL：095-840-2003  
FAX：095-840-2001  
Email：keiri@tc.nagasaki-gaigo.ac.jp

学校法人長崎学院は、文部科学省から寄付金募集について、特定公益増進法人の証明書交付を受けております。ご寄付いただきました金額は、以下の基準により個人または法人の所得から控除され、税法上の優遇措置を受けることができます。

## ● 寄付者が個人の場合

### ○ 所得税

寄付金が2千円を超える場合（寄付金の額が所得金額の40%を超える場合は、40%を限度とする）、その超えた金額が当該年の所得から控除されます。

$$\text{寄付金額} - 2 \text{千円} = \text{所得控除額}$$

ご寄付いただきました際には、本法人が発行する「寄付金領収証」および「特定公益増進法人の証明書写」をお送りしますので、確定申告の際には、双方を所轄税務署へご提出ください。

## ● 寄付者が法人の場合

一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、次の限度額まで損金算入が認められます。

### 特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額の計算方式

$$\left\{ \left( \text{資本金等の額} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12 \text{ヶ月}} \times \frac{2.5}{1000} \right) + \left( \frac{\text{寄付金支出前の所得金額}}{\text{所得金額}} \times \frac{5.0}{100} \right) \right\} \times \frac{1}{2}$$

＝ 損金算入限度額

### 一般寄付金の損金算入限度額の計算方式

$$\left\{ \left( \text{資本金等の額} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12 \text{ヶ月}} \times \frac{2.5}{1000} \right) + \left( \frac{\text{寄付金支出前の所得金額}}{\text{所得金額}} \times \frac{2.5}{100} \right) \right\} \times \frac{1}{2}$$

＝ 損金算入限度額

この寄付金による損金算入は、本法人が発行する「寄付金領収証」および「特定公益増進法人の証明書写」によって手続きができます。

※なお、法人が損金として支出した寄付金で、その寄付金の支出の相手方、目的等からみてその法人の役員個人が負担すべきものと認められるものは、その役員に対する給与として取り扱われますのでご注意ください。